

ご利用にあたって

1 調査の目的

この調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

2 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)に基づいて実施します。

3 調査期日

平成9年6月1日現在です。

なお、この調査は昭和27年以来2年ごと、昭和51年以降は3年ごとに実施されており、これまでの調査期日は次のとおりです。

回	調査期日	調査の種類	回	調査期日	調査の種類
1	昭和27年9月1日	卸売・小売業、飲食店	13	昭和51年5月1日	卸売・小売業、飲食店
2	昭和29年9月1日	〃	14	昭和54年6月1日	〃
3	昭和31年7月1日	〃	15	昭和57年6月1日	〃
4	昭和33年7月1日	〃	16	昭和60年5月1日	卸売・小売業
5	昭和35年6月1日	〃	〃	昭和61年10月1日	一般飲食店
6	昭和37年7月1日	〃	17	昭和63年6月1日	卸売・小売業
7	昭和39年7月1日	〃	〃	平成元年10月1日	一般飲食店
8	昭和41年7月1日	〃	18	平成3年7月1日	卸売・小売業
9	昭和43年7月1日	〃	〃	平成4年10月1日	一般飲食店
10	昭和45年6月1日	〃	19	平成6年7月1日	卸売・小売業
11	昭和47年5月1日	〃	20	平成9年6月1日	〃
12	昭和49年5月1日	〃			

4 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売・小売業、飲食店」に属する事業所のうち飲食店を除く事業所(以下商店とします)です。

ただし、次に掲げるものは調査の対象から除かれています。

- (1) 国に属するもの。
- (2) 営業の場所が一定しないもの、または営業のための固定設備のないもの。
- (3) 有料の施設内に設けられているもの。
- (4) 調査期日前引き続き3か月以上休業しているもの。

5 主な用語の説明

(1) 商店

主として、有体的商品の売買業務を行っている事業所をいいます。

【卸売業】

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者または他の卸売業者に商品を販売するもの。

イ 産業用使用者(工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテル等)に業務用として商品を販売するもの。

ウ 製造業者が、別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売するもの。

エ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行うもの。

オ 他人または他の事業所のために商品の売買の代理行為を行うもの、または仲立人として商品の売買のあっせんを行うもの。

【小売業】

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人用または家庭用消費のために商品を販売するもの。

イ 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行うもの。

ウ 製造した商品をその場で個人または家庭用消費者に販売するもの。

エ ガソリンスタンド

オ 主として無店舗販売を行うもの。

(2) 従業者数

平成9年6月1日現在で主としてその商店の業務に従事している者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者(平成9年4月、5月の2か月間、それぞれの月に18日以上雇用され、調査日現在も雇用されている臨時及び日雇いの者を含む。)をいいます。

(3) 年間販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の商品販売額をいいます。

なお、年間販売額には消費税及び地方消費税を含みます。

(4) 商品手持額

平成9年6月1日現在で、商店が販売の目的で保有している手持商品の金額をいいます。

(5) 売場面積(小売業のみ)

平成9年6月1日現在で、商店が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいいます。ただし、ガソリンスタンド・牛乳小売業・自動車(新車・中古)小売業・畳(製造・非製造)小売業・建具(製造・非製造)小売業及び新聞小売業は除きます。

(6) 大規模小売店舗

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号)に基づく第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗に該当するものをいいます。

・第一種大規模小売店舗…1つの建物内の店舗面積が合計3,000㎡以上のもの。

・第二種大規模小売店舗…1つの建物内の店舗面積が合計500㎡を超え3,000㎡未満のもの。

(7) 地域区分

地域区分については、次のとおりとします。

北勢…四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡

中勢…津市、松阪市、久居市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡

南勢…伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡

伊賀…上野市、名張市、阿山郡、名賀郡

東紀州…尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

また、生活創造圏区分として県の総合計画に基づき次のとおり区分しました。

桑名・員弁生活創造圏…桑名市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町

四日市生活創造圏…四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町

伊賀生活創造圏…上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町

鈴鹿・亀山生活創造圏…鈴鹿市、亀山市、関町

津・久居生活創造圏…津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村

松阪・紀勢生活創造圏…松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村

伊勢志摩生活創造圏…伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御菌村、度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町

尾鷲生活創造圏…尾鷲市、紀伊長島町、海山町

熊野生活創造圏…熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

6 その他

(1)統計表中の記号は次のとおりです。

「-」…該当がないもの、または調査していないもの。

「0」…単位未満のもの。

「▲」…減少したもの。

「X」…当該項目に属する商店が2以下であるため秘密保護の観点から数値を秘匿した箇所。

また、3商店以上であっても他との関連により秘匿の必要が認められる場合には秘匿を行いました。

(2)単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合があります。

(3)表中の「前回」とは、平成6年7月1日現在で実施した平成6年商業統計調査です。

(4)この結果は主要調査項目について県が独自に集計したものであり、通商産業省が後日公表する数値とは相違する場合があります。